

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年11月14日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 野 田 優 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年12月 3日から 令和 7年12月11日まで
開札期日	日 時 令和 7年12月18日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所堺支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 1月 8日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所堺支部執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年11月14日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 入札期間の最終日の受付は午後5時までです。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	4, 570, 000 3, 656, 000	一括	920, 000	45, 730	12, 541
1	1, 170, 000				
2	3, 400, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 富田林市錦織南二丁目 |
| | 地 番 | 1 2 3 6 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 4 . 7 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 富田林市錦織南二丁目 1 2 3 6 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 1 2 3 6 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 6 . 1 7 平方メートル
2 階 3 6 . 4 5 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 9月26日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 野 田 優 子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 富田林市錦織南二丁目 |
| | 地 番 | 1 2 3 6 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 4 . 7 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 富田林市錦織南二丁目 1 2 3 6 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 1 2 3 6 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 6 . 1 7 平方メートル
2 階 3 6 . 4 5 平方メートル |



令和 7年(ケ)第 79号
令和 7年 7月17日受理
令和 年 月 日提出
7.8.15

現況調査報告書

大阪地方裁判所堺支部

執行官 峯 畑 仁 彰

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 富田林市錦織南二丁目 |
| | 地 番 | 1 2 3 6 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 4 . 7 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 富田林市錦織南二丁目 1 2 3 6 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 1 2 3 6 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 6 . 1 7 平方メートル
2 階 3 6 . 4 5 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	富田林市錦織南2丁目23番17号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日]		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 表札等の表示

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 表札の表示 | 所有者の姓（漢字とローマ字の併記） |
| (2) 郵便受けの表示 | なし |

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地を適宜概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであると思われるが、境界標が存在しない部分が多かったことや傾斜地でかつ竹が生い茂り立ち入って検尺できなかったことから、正確には専門家による測量を要する。
- (2) 目的土地は傾斜地にあり、南側の最も低い部分は車庫（駐車場）となっており、そこから約4 m上がった部分に目的建物が建っている。そして、目的土地の北側部分（目的建物が建っていない部分）は北側に向かって上っていく傾斜地となっており、竹が生い茂っている。この傾斜地の最も高い部分は、目的建物が建っている部分からさらに6～7 m高い。
- (3) 目的土地は、水路と里道を介して建築基準法上の道路に面している。
- (4) 目的土地には電柱が設置されている。
- (5) 西側隣地（1 2 3 6－7）の北側部分も竹が生い茂っており、その隣地及び目的土地にそれぞれ生えた竹の茎や葉が相互に越境している。また、車庫（駐車場）の上空には、当該西側隣地と目的土地を繋ぐように、鉄骨の構造物が存在する。
- (6) 北東側隣地（1 2 3 6－4）に設置されたコンクリート擁壁から、排水のためと思われるパイプが目的土地内に繋がっている。

3 目的建物の現況について

- (1) 目的建物の形状は、概ね間取図のとおりであると思われる。
- (2) 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- (3) 目的建物内には、日常生活用品等の動産が存在するが、所有者の、目的建物からは引っ越した旨の陳述の存在から、目的建物は空き家と思料される。
- (4) 目的建物の壁では、壁紙の亀裂が散見された。
- (5) 目的建物は経年相当の劣化、損耗が認められる。
- (6) 動物臭は感じなかった。

以 上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（3 枚目）

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■所有者	1 目的建物から1カ月ほど前に引っ越しました。 2 北東側隣地（1236-4）に設置されたコンクリート擁壁から、排水のためと思われるパイプが目的土地内に繋がっているということは全く知りませんでした。それについて、隣人と話したこともありません。目的土地の北側の竹林の竹を何度も切りましたが、量が多すぎて管理しきれませんでした。 3 昔、犬を飼っていました。
■富田林市役所職員	目的土地と市道との間には、里道と水路があります。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

目的物件の占有関係

関係人の陳述及び立入調査の結果から、目的建物は所有者が、住居（空き家）として使用、占有しているものと認める。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年7月29日 18:40-18:55	物件所在地	物件及び占有確認、照会文書投函
7年8月12日 9:15-10:25	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、所有者と面談
7年8月13日 10:45-11:00	富田林市役所 (すばるホール)	道路等調査
7年8月13日 11:20-11:40	富田林市役所	課税台帳調査
7年8月13日 12:30-12:40	大阪法務局富田林支局	公図等調査
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

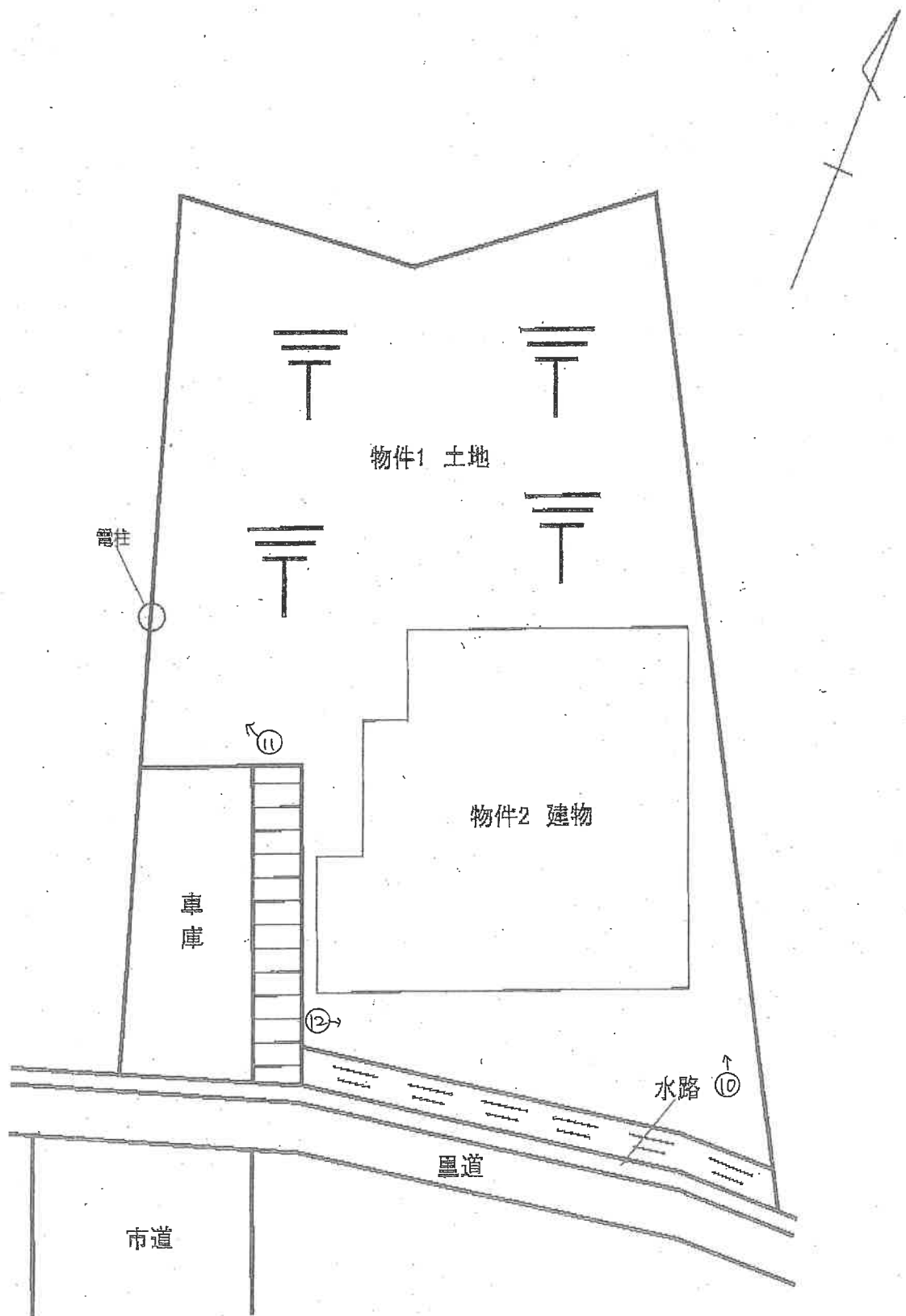
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

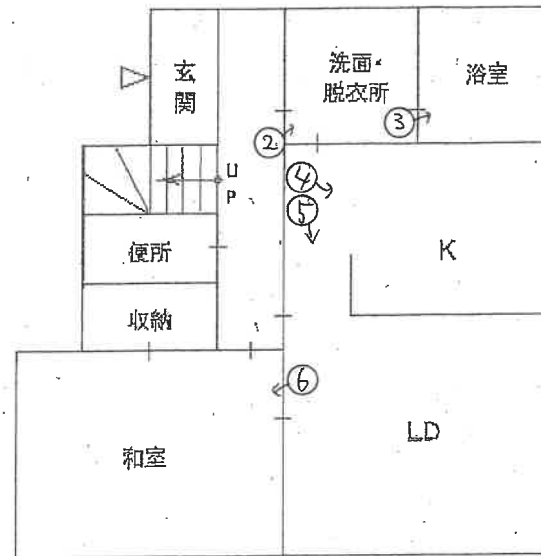
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図(概略)

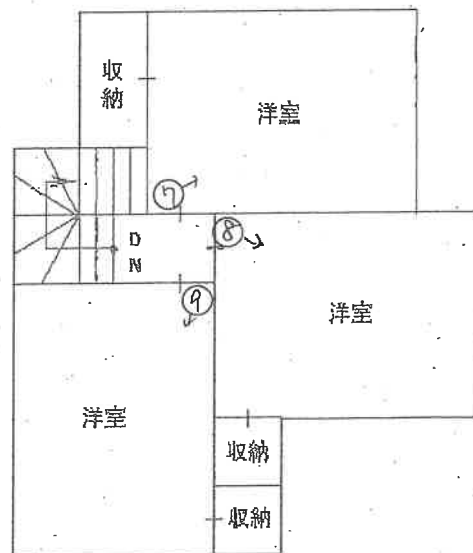


令和7年(ケ)第79号事件

間 取 図 (概 略)



1
階



2
階

① 目的建物



②



③

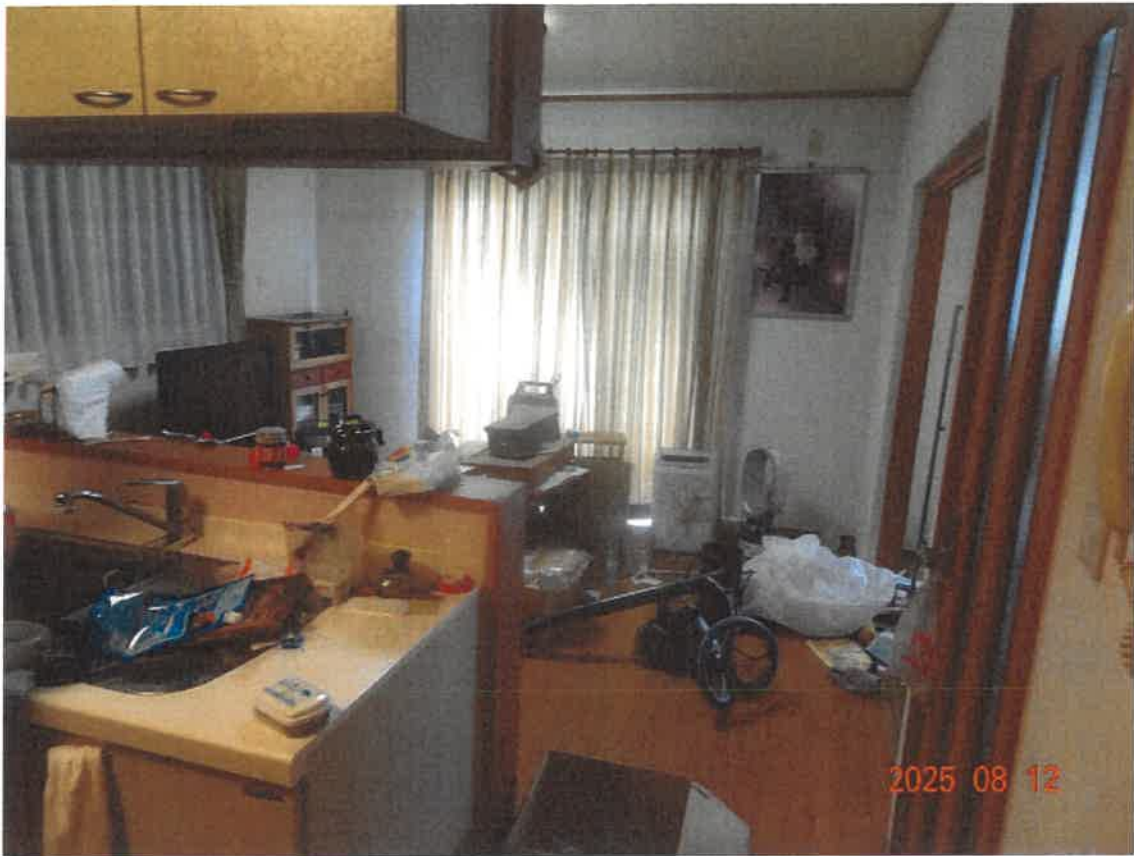


④



(0 枚目)

⑤



⑥



(1 / 枚目)

⑦



⑧



(/ ≥ 枚目)

⑨



⑩北東側隣地から目的土地に入っているパイプ



⑪



⑫



(14 枚目)

令和7年（ケ）第79号
令和7年8月12日現地調査
令和7年8月25日評価

大阪地方裁判所 堺支部 御中

評価書

(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

安松谷博之

履歴事項調査済

第1 評価額

一 括 価 格			
金 4,570,000 円			
内 訳 価 格			
物件1	金	1,170,000	円
物件2	金	3,400,000	円

- 1 一括価格は、物件1, 2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	特記事項参照。
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	同左
番 号	特 記 事 項		
1	竹が生い茂った急傾斜部分が多く一部計測が不能であったが、登記数量と概ね 符合すると思われる。但し、正確には専門家による調査・測量が必要である。		
2	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	近鉄長野線 滝谷不動 駅 南西方 道路距離 約1,100m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	中小規模住宅が多い丘陵地の住宅地域。今後も当分の間現状を維持するものと予測する。	
主な公法上の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考 慮 し な い 一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用 途 地 域	第2種中高層住居専用地域
	建 ぺ い 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 規 制	準防火地域
	その他の規制	日影規制、宅地造成等工事規制区域、立地適正化計画(居住誘導区域)
画 地 条 件	規 模	194.76㎡
	形 状	やや不整形
	間 口 ・ 奥 行	間口約2.5m(南側)・奥行約15.8m
	高 低 差 等	北側は南方へ下る法面である。また、敷地内に高低差を有する。
接面道路の状況 (右記「法」は建築基準法)	南 側	幅員約5.1m舗装市道(法42-1-1号道路)に水路と里道を介して概ね等高に接面
	接 道 状 況	中間画地
土地の利用状況等	現 況	専用住宅の敷地
	南 側	水路・里道敷
	北 側	駐車場
	東 側	住宅
	西 側	住宅
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり
	ガ ス 配 管	なし
	下 水 道	あり
	(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土 壌 汚 染 等	土壌汚染対策法等、特定施設に係る公的資料調査、土地の閉鎖登記簿、昭和46年・58年の住宅地図、地元精通者への聴取調査による限りにおいては、土壌汚染の可能性は確認できなかった。 土壌汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。	

特 記 事 項	・急傾斜部分が多く一部計測が不能であった。敷地境界が不明確な部分が多く、正確には専門家による調査・測量を要する。 ・南側市道との間に、里道と水路敷(幅約2.3m:明示図面による)が介在している。調査日現在、占用許可はない。市道の道路区域に接していないため、建物の再建築に際しては占用許可を得たうえで建築基準法第43条2項の許可が必要である。 ・西側隣接地に繋がって、空中に鉄骨の工作物がある。 ・北東側隣接地のコンクリート擁壁から、排水のためと思われる塩ビパイプが目的土地内に繋がっており、地中に排水パイプが埋設されている可能性がある。 ・宅地面は車庫部分より約4m(概測)高くなっている。さらに北側と北西側は宅地面より約6～7m(概測)高い法面(急傾斜の竹藪)となっている。 ・西側隣接地との境界付近に電柱がある。 ・目的土地及び西側隣接地の竹及びその枝が、相互に越境している。
----------------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数等	建築年月日（登記記載）	平成14年11月18日 新築
	経過年数	23 年
	経済的残存耐用年数	7 年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	スレート葺
	外 壁	サイディングほか
	内 壁	クロス貼ほか
	天 井	クロス貼ほか
	床	タタミ・フローリングほか
	設 備	電気、ガス、給排水等
	そ の 他	なし
床面積（現況）	延 82.62㎡ 増築はなく、登記と現況数量は同じである。	
現 況 用 途 等	階 層	2階建
	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	4LDK
品 等	中位	
保 守 管 理 の 状 況	経年相応の摩滅・老朽化が認められる。保守管理の状況は普通。	
建 物 の 利 用 状 況	所有者が空家の状態で占有している。	
特 記 事 項	・玄関の扉が開閉しにくい。 ・内壁クロスに亀裂が散見される。 ・建築確認は申請しているが、検査済証はない。 ※アスベスト含有建材使用の可能性について 目的建物の建築時期、構造、用途等より、アスベスト含有建材使用の可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の有無等、詳細については専門調査機関による分析調査を要する。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土 地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	持分割合 エ	建付減価 オ	建付地価格 (円) カ(ア×イ×ウ×エ×オ) (千円未満四捨五入)
1	51,500	0.41	194.76	1/1	0.90	3,701,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 富田林(府)ー8

基準地価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $59,800 \text{ 円/㎡} \times 100/100 \times 100/101 \times 100/115 = 51,500 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正: 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正:	※接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.01	1.00	1.00	1.00	1.01

※接面・方位: 中間画地 1.00, 方位 1.01

◇地域格差:	街路	接近	環境	行政	総合(相乗積)
	1.02	0.98	1.15	1.00	1.15

イ 個別格差:	※接面・方位	規模	形状	※その他	総合(相乗積)
	1.04	1.00	0.97	0.41	0.41

※接面・方位: 中間画地 1.00, 方位 1.04 ※その他: 高低差等 0.50, 接道状態 0.90, 排水管路埋設の可能性 0.90

ウ 地積: 登記数量による。

オ 建付減価: 目的土地上に建物が存することを考慮した。

② 物件2 (建 物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延 床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分割合 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ (千円未満四捨五入)
2	180,000	82.62	0.19	1/1	2,826,000

ウ 現価率

経過年数 約23年
 経済的残存耐用年数 約7年
 観察減価 30%
 残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率 = {残価率0.05 + (1-0.05) × (経済的残存耐用年数7年 / (経過年数23年 + 経済的残存耐用年数7年))} × (1-0.3) = 0.19

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ (千円未満四捨五入)
1	3,701,000	0.55	法定地上権	2,036,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①カ、1②オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ-カ =キ (万円未満四捨五入)
1	3,701,000	-2,036,000		1.00	0.70	-	1,170,000
2	2,826,000	+2,036,000	1.00	1.00	0.70	0	3,400,000
一括価格 (合計)							4,570,000

ウ 占有減価率

本件の場合不要

エ 市場性修正率

本件の場合不要

オ 競売市場修正率

第2の評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ、競売市場修正率として0.70を乗じた。

カ その他控除減価

本件の場合不要

第6 参考価格資料

1 地価調査 富田林(府)－8

所 在 : 富田林市錦織南2丁目153番8 「錦織南2-17-11」
価 格 : 59,800円／m²
位 置 : 近鉄長野線 滝谷不動 駅 南西方 約1,300m(道路距離)
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 108m²
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接 面 街 路 : 北西6. 6m市道
用 途 指 定 等 : 第2種中高層住居専用地域(建ぺい率60%, 容積率200%), 準防火地域
地 域 の 概 要 : 丘陵地に開発された中小規模住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1	5,484,636 円
物件2	2,352,411 円

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図(写)
- 3 地積測量図(写)
- 4 建物図面・各階平面図(写)
- 5 土地建物位置関係図(概略)
- 6 間取図(概略)

以 上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 富田林市錦織南二丁目 |
| | 地 番 | 1 2 3 6 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 4 . 7 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 富田林市錦織南二丁目 1 2 3 6 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 1 2 3 6 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 6 . 1 7 平方メートル
2 階 3 6 . 4 5 平方メートル |



位置図

最寄駅

基準地

対象不動産

A4判に縮小

この地図は大阪府の承認を得て
作成したものである
承認番号:平成17総計第1995号

N
補事記

0093532

平成14年10月4日登記
前1236-1後
地積測量図

地番

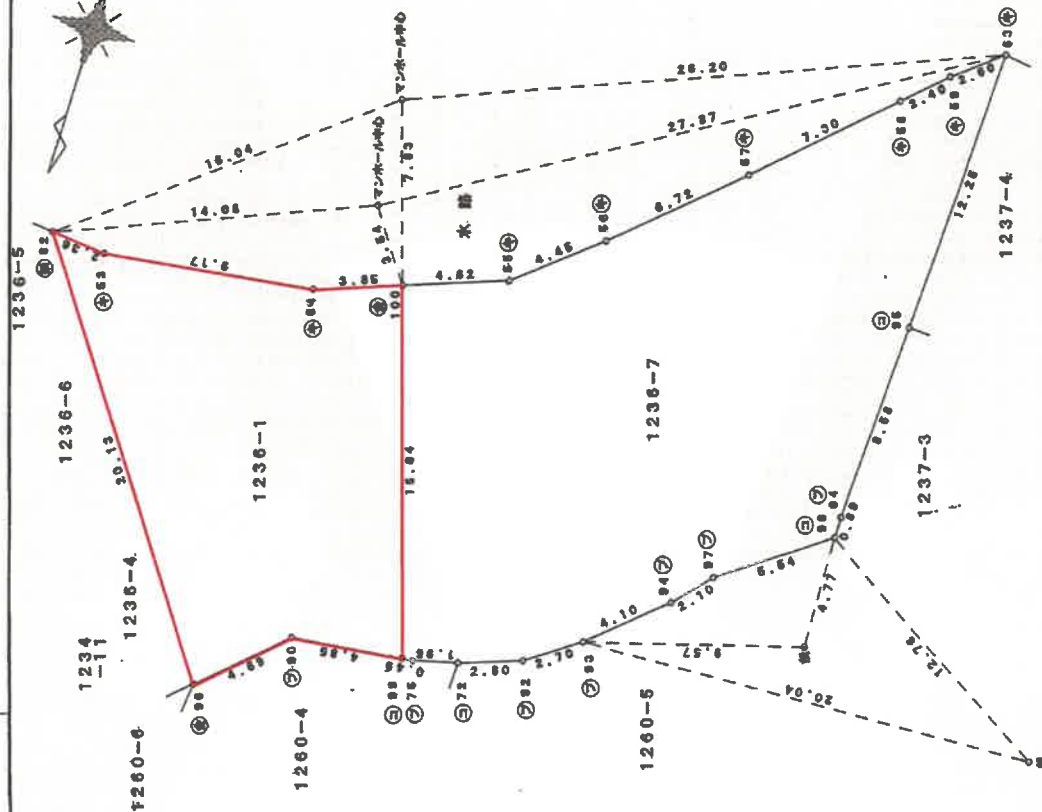
土地の所在
富田林市錦織南2丁目

座標求積表

地番	① 1236-1			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	
96	136.952	96.202	1292.473870	
90	132.824	92.696	-339.171006	
99	132.293	87.871	-1376.323473	
100	117.161	92.654	-1292.613332	
84	116.435	96.192	236.882784	
83	119.613	106.292	100.448568	
82	118.389	107.647	1768.84333	
		倍面積	389.521745	
		面積	194.7608725	
		地積	194.78	m ²

地番	① 1236-7			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	
89	132.293	87.871	1324.918938	
76	132.339	87.376	-44.736512	
72	131.781	86.480	-116.680200	
82	130.874	82.824	-201.263320	
93	129.381	80.686	-339.101680	
94	126.666	77.481	-328.286897	
97	125.114	76.057	-356.868444	
88	121.974	71.488	-289.454080	
84	121.078	71.481	-676.607665	
96	112.508	71.043	-1478.049616	
83	100.274	70.417	-748.391876	
59	101.881	72.467	233.418207	
58	103.496	74.280	482.826000	
57	108.381	78.681	749.881497	
56	112.932	84.722	614.149778	
55	116.820	88.186	381.752865	
100	117.161	92.654	1642.227302	
		倍面積	744.681198	
		面積	372.3405990	
		地積	372.34	m ²

総計 667.1014716



図号	境界線の種類
①	コンクリート製
②	金属プレート製
③	プラスチック製
④	鋼

作製者

申請人

縮尺

1 / 250

14年 9月 24日(作製)

A4判に縮小

平成14年11月22日登記

建物図面

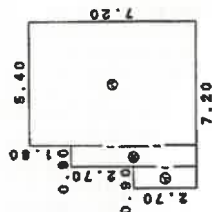
0607900

各階平面図

家屋番号
1236番1

建物の所在
富田林市錦織南2丁目1236番地1

1 階

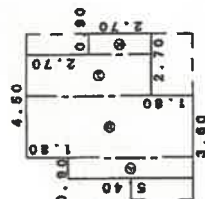


求 積 表

①	2.70 × 0.90	=	2.4300
②	5.40 × 0.90	=	4.8600
③	7.20 × 5.40	=	38.8800

合 計	45.1700
床面積	45.17 m ²

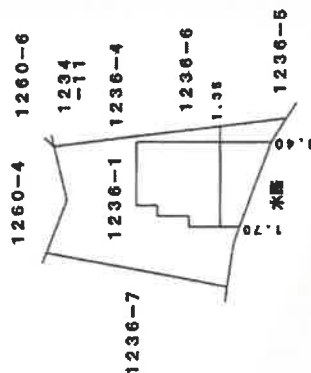
2 階



求 積 表

①	5.40 × 0.90	=	4.8600
②	7.20 × 2.70	=	19.4400
③	5.40 × 1.80	=	9.7200
④	2.70 × 0.90	=	2.4300

合 計	36.4500
床面積	36.45 m ²



作製者

13日作製

縮尺
1/250

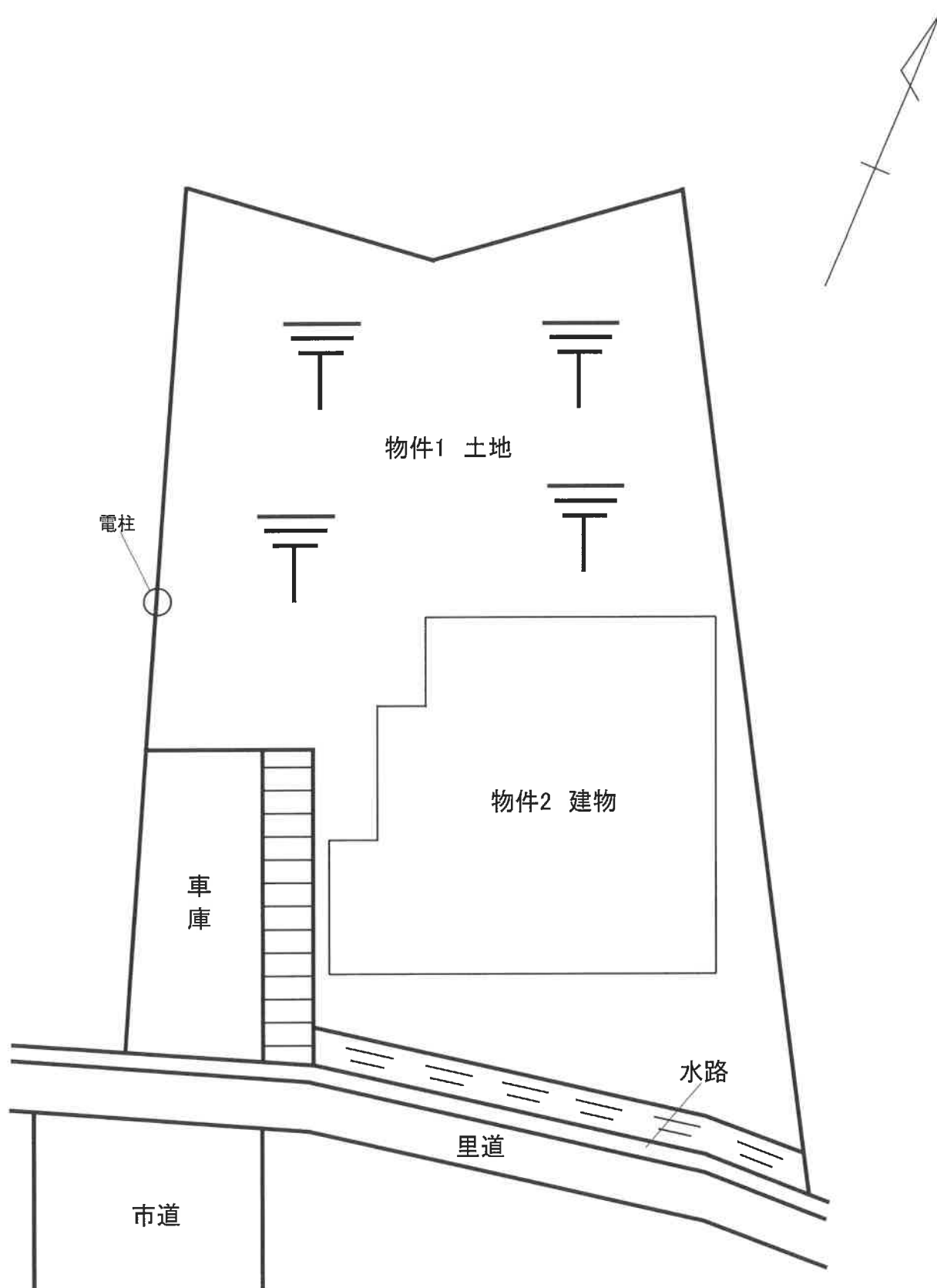
申請人

縮尺

1/500

A4判に縮小

土地建物位置関係図(概略)



間 取 図 (概 略)

